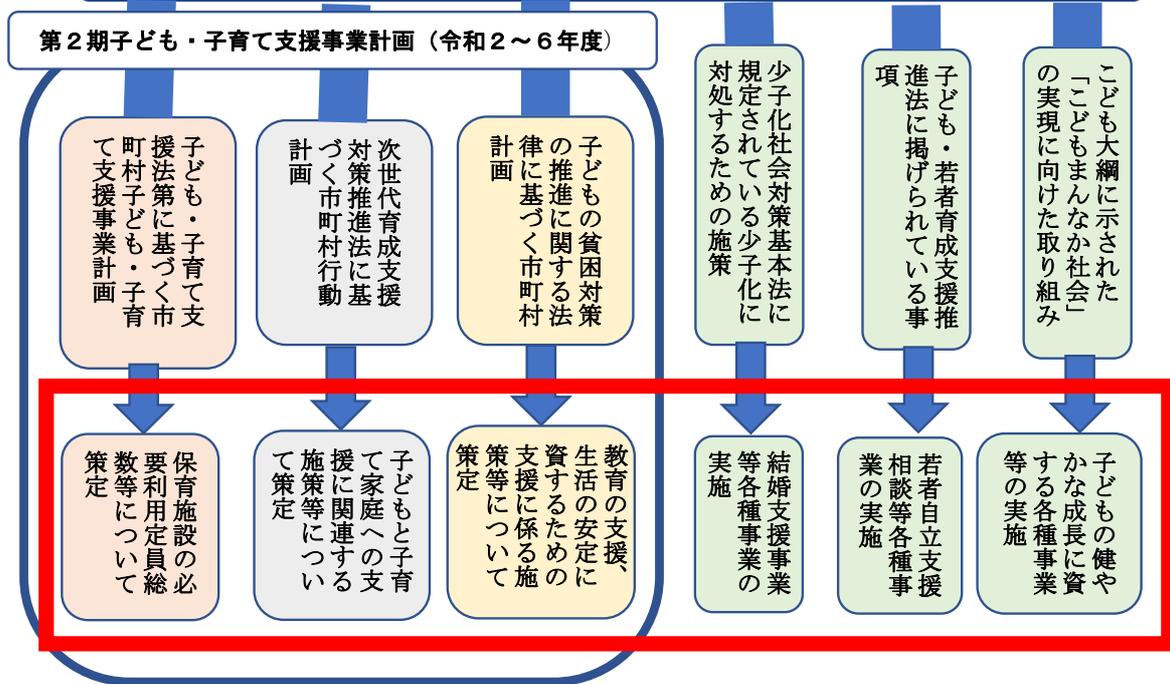


第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）の策定概要図

課題・背景

・ 現行の第2期計画の計画期間が令和6年度をもって終了することから、令和7年度を始期とする第3期計画を策定する。
 ・ 令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づき、国が定める「こども大綱」を勘案した「市町村子ども計画」を定めるよう努めるものとされている。
 →現状として「市町村子ども計画」を短期間に整理することが困難なため、**少子化対策及び子ども若者の施策として現段階で整理している内容については、項目を設けて整理し、なるべく「こども計画」に近い形態を目指すこととする。**

第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）



基本理念

・ 過去の関連計画及び第1・2期で掲げた基本理念を継承

基本目標と推進施策

・ 基本目標は、現計画をベースとして、こども基本法やこども大綱、国の指針等を参照に見直し
 ・ 紐づけられる事業等の数とのバランスや、新たな施策（少子化、こども・若者、子どもの人権、こどもまんなか等）を考慮して、統合や新設を検討

事業・施策

- ① 第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方への対応（前期との主な変更点は次のとおり）
 - ・ 児童福祉法の改正（令和4年6月）による新たな3事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の量の見込みと確保方策の反映
 - ・ こども家庭センター（利用者支援事業（こども家庭センター型））及び地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型）の内数）の量の見込みと確保方策の反映
 - ・ 3号認定の子どもについて、1歳児と2歳児を分けて集計
 - ・ 利用者支援事業の基本型、特定型をそれぞれ分けて計画化
- ② 既存事業
 - ・ 量の見込み等を的確に計画に反映 ・ 必要に応じ見直しを実施
- ③ 新規事業
 - ・ 国の動向や先進地の状況を参照して計画化

策定の基本的考え方

- ① 第2期計画の進捗や評価を踏まえた計画とする。
- ② 関係部局や子ども・子育て会議を通じた関係団体や市民等の意見を反映した計画とする。
- ③ こども計画を意識した内容とする。
- ④ 子ども施策の国の動向やトレンド、他市の計画内容も参照して策定する。
- ⑤ アンケート調査での数値や意見（子どもの意見含む）を反映する。